

【仮 訳】

2013年9月のコード委員会報告書に対する日本のコメント

陸生動物衛生基準委員会（TAHSC）及び関連アドホックグループが成し遂げた成果に対し、感謝の意を表し、陸生動物衛生コードの改正案に対するコメント提出の機会をいただいたことに感謝します。

1. 疾病、感染症及び外部寄生虫症の OIE リスト疾病基準（第 1.2 章）

総論コメント

科学的な証拠を付けて、水胞性口炎（VS）及び豚水胞病（SVD）のリスト疾病からの除外に反対した日本の最近のコメントにもかかわらず、TAHSC は、第 1.2.3 条から‘検討中’の言葉を削除することを決定しました。我々は、TAHSC が加盟国に対し、科学的理由の提出を求めているにもかかわらず、TAHSC が、加盟国に対し、その決定の科学的理由を提示しなかったことを深く懸念しています。

TAHSC は、科学委員会の 2013 年 9 月会合の報告書を決定の根拠として挙げています。しかしながら、当該報告書は、我々の科学的なコメントを含めて当該 2 疾病のリスト疾病からの除外に何も言及していないことを指摘しなければなりません。

我が国は、OIE 及び加盟国は、国際社会が長年にわたり積極的に予防及び管理し、限られた地域への封じ込めに成功している疾病を引き続き監視し続けるべきであると繰り返し述べます。

先の総会では、日本、中国、ロシア、ベラルーシ、ウルグアイ、ペルー、ジャマイカ、インド及びグアテマラ（アメリカ諸国を代表）など多くの国が、VS 及び SVD のリスト疾病からの除外に反対を表明したことに配慮してください。

TAHSC がその決定の科学的理由を加盟国に提示し、次の総会ではコンセンサスによる合意に向けて最大限努力することを心から願っています。

また、‘大きな’罹病率及び‘大きな’死亡率は、議論の基本概念として客観的に定義されるべきであると再び主張します。VS 及び SVD は、30–40 パーセントを超える罹病率を示していることからリスト疾病基準を満たしていると我々は考えていますが、TAHSC は、当該罹病率は大きくないと理由で基準を満たさないと考えています。議論は、あくまで科学的なやり方で維持されるべきです。

個別コメント

第 1.2.2 条

疾病、感染症又は外部寄生虫症の OIE リスト疾病基準は、以下のとおり。

- 1) 当該病原体の国際的な感染拡大（動物又はその生産物、ベクター又は媒介物を介するもの）が証明されている。

及び

- 2) 少なくとも 1 カ国が、陸生コード、特に第 1.4 章に含まれる動物衛生サーベイランスの規定に基づき、感受性動物群における当該疾病、感染症又は外部寄生虫症の清浄又は清浄化間近であることを立証している。

及び

- 3)
 - a) 人に対する自然伝播が証明されており、人への感染が深刻な結果と関連している。

又は

- b) 当該疾病が、国若しくは地域のレベルで、家畜に大きな罹病率若しくは死亡率をもたらすことが示されている、又は、科学的証拠が、その可能性を示唆している。

又は

- c) 当該疾病が、野生動物群に大きな罹病率若しくは死亡率をもたらすことが示されている、又は、科学的証拠が、その可能性を示唆している。

理 由

かつては罹病率又は死亡率が高かったが今は低い疾病が、高い病原性を回復する場合がある。提案したテキストは、家畜でかつて高い罹病率又は死亡率を有していた疾病は、現在の病原性にかかわらず、OIE リストに維持し続けるべきであるということを意味している。我々は、過去に国又は地域に大きな被害を与えた疾病に対する監視を継続すべきです。

個別コメント

第 1.2.3 条

以下の疾病、感染症及び外部寄生虫症は、OIE リストに含まれる。

このリストの動物疾病、感染症及び外部寄生虫症の改正が総会で採択された場合には、新リストは、翌年の 1 月 1 日から施行される。

1) 以下のものは、多宿主の疾病、感染症及び外部寄生虫症のカテゴリーに含まれる。

- － 旋毛虫感染症 (検討中)
- － 水胞性口炎 (検討中) 水胞性口炎

5) 以下のものは、豚の疾病及び感染症に含まれる。

- － 豚水胞病 (検討中) 豚水胞病

理 由

旋毛虫感染症

更に議論するため旋毛虫感染症を‘検討中’とすることを提案したい。我が国は、当該感染症が、OIE リスト疾病に該当するかどうか疑問を表明せざるを得ない。

TAHSC の 2013 年 9 月会合の報告書の中の一文中に留意してください：また、アドホックグループの専門家は、旋毛虫の清浄国又は地域であるとの主張を支持するために満たすべき、妥当で、世界的に適用可能な要件を作成することはできないと助言した。

これが事実ならば、これは、すべての加盟国が受け入れ可能な信頼性の水準で、感受性動物群における旋毛虫の清浄性を立証できる国又は地域はないことを意味していると思います。したがって、我々は、第 1.2.2 条第 2 号により、当該疾病はリスト疾病基準を満たすと考えることはできない。

TAHSC は、VS 及び SVD のリスト疾病からの除外のために、リスト疾病基準を厳格に解釈したが、旋毛虫の清浄要件作成に向けた努力をあきらめることをあまりに性急に決めており、一貫性に欠ける。

水胞性口炎及び豚水胞病

8月に提出したコメントで述べたとおり、コスタリカの北部太平洋乾燥地の馬の97.1パーセントが、VSのニュージャージー株に対して血清学的陽性であり(J. Vet. Diagn. Invest. 2002 Sep; 14(5): 438-41)、SVDの発生が1972年に英国で起きた時には、60パーセントまでの罹病率が記録されている(Nature Vol. 241 February 23 1973)。

これらの科学的証拠は、国又は地域のレベルで、VS及びSVDが家畜において高い罹病率を有するかもしれないことを示唆しており、当該疾病が、日本が提案した改正基準を満たすことを意味している(第1.2.2条に対する一番目の個別コメントを参照)。

2. アニマルウェルフェアと乳牛の生産方式(第7.X章案)

総論コメント

我が国は、動物福祉作業部会と関連専門家会合に対しても、コード(規約)改正案の見直し及び案文の作成にご尽力頂き、感謝します。

我が国は、現在進行中の、特に新規章「アニマルウェルフェアと乳牛の生産方式」の準備作業を支持しますが、2013年2月のコード委員会で提示された1次案の協議期間が非常に短かったことを遺憾に思います。

本コードの利害関係者への重要性を鑑み、我が国は、協議期間をより長く確保するため、他のコード案への加盟国による書面コメント同様、提出締切りを6月ではなく8月に設定するよう要請します。

日本は、『陸生及び水生動物衛生規約を中心に、OIEが国際貿易のために基準・指針を策定する際の手続きⁱ』に規定された「新しいコード改正案を採択するまでの期間は通常2年とする」ことをOIEが遵守すべき旨、併せて注意喚起します。

i

http://www.oie.int/fileadmin/Home/eng/International_Standard_Setting/docs/pdf/A_OIE_procedures_stand_recom_2011.pdf